第3回 滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会概要

日 時: 平成26年11月10日(月)10:00~

場 所:滋賀県庁新館7階大会議室

出席委員:朝野委員、植松委員、亀田委員、北岡委員、木舩委員、口分田委員、近藤委員

崎山委員、重森委員、髙橋委員、野瀬委員、日岡委員、矢野委員、吉川委員

吉澤委員、

欠席委員:居川委員、鈴野委員、藤野委員、山本委員、渡部委員

県出席者:高砂教育次長、川上教育次長、小林総合教育センター所長、河瀬教職員課長

川﨑学校教育課長、北居学校教育課主席参事、徳田人権教育課長

濱教育総務課課長補佐、大前スポーツ健康課主幹

事 務 局:浅見管理監、安藤特別支援教育室長、大橋特別支援教育室長補佐

【議題】

1 懇話会検討内容の取りまとめ案について 事務局より資料1に基づき説明

(座長)

5つの観点検討項目ごとの「意見のまとめ」の内容について、齟齬がないか、また意見の切り 出し方について、意見をいただきたい。「今後に向けての考え方」について、表現の仕方、追記す ることがないか、など意見をいただきたい。

(委員)

ロードマップのような形がいいのではないか。直面している課題への対応と今後の方策が混在し、今の状況がそのままになることがいけないと思う。例えば、中長期的と書かれているが、一体何年先を指しているのか、具体的な数字は出ないかもしないが、共通して思っていないと、進み方が違ってくる。中長期、50年先のことを言われてもどうかと思うので、あり方のロードマップを示してもらうと、もう少し具体的な展望・課題が見えてくるように思う。

(座長)

今の意見、非常に重要なことだと認識はしている。これに関連して、国の中央教育審議会、特別委員会でも、短期とは何か、中長期とは何かという事が出されている。そこでは、短期は条約批准に向けて1、2年の間にやっていく、中長期はそれを踏まえて10年ぐらいの間にさらに推進していく、そういうことの大枠も示されており、参考にしながら、ロードマップを作っていっていただければ。

(事務局)

短期については、座長から話をいただいたように、たちまちは、平成28年に障害者差別解消法が施行されるということがあるので、1、2年というのが、1つの目安かと思っている。中長期では、本年3月に第2期滋賀県教育振興基本計画がまとめられているので、この進行状況を踏まえ

ながらということが中期ではないかと思っている。さらにその先にあるのが長期と思っている。 (委員)

「インクルーシブ教育システムの推進に向けては、医療・保健・福祉・労働等と連携した取り組みが重要」や「特別支援教育を推進していくシステムが重要」とあるが、推進に向けてとなると、非常に大きい目的、ゴールなので、障害のある子どもたちの多様な教育システムを、滋賀県としてどのように作っていくか、というような文言があった方がよりいいのではないか。

システムという言葉を具体的にイメージできるような文言を、ということで、検討願いたい。 (委員)

今の意見とも関連するが「インクルーシブ教育システムに向けては、医療・保健・福祉・労働等と連携した取り組みが重要」と書かれているが、幅の広い問題であり、しかもインクルーシブ教育は専門的な領域の話だというように思うので、労働という部分の関わり方が分かりにくい。将来の進路に向けた就労指導での関わりが、労働の部分では大きいと思うが、労働としてどう関わりを持っていけばいいのか、もう少し具体的に書いていただきたい。

(委員)

特別支援教育というと、平成 18 年までは障害児学級の先生と、盲・聾・養護学校の先生たちが 頑張ればいいというだけの形だったが、平成 19 年度から対象の子どもがいるすべての学校で頑張っていかなければいけないという形になった。まとめ方として、県教委、市町教委、学校、誰が どう頑張るのか、どこにどう支援をしていくのか、主語を明確にしたまとめ方をしていき、あり 方のまとめがメッセージ性の高い内容になっていくような形にしていただきたい。

(委員)

インクルーシブ教育の理念、考え方は、ただ一緒にいたらいいということではなく、障害の程度があり、何らかの配慮をすれば、活動でき社会参加できるというICFの理念、考え方が必要であると思っている。アメリカのインクルーシブ教育をすすめている学校では、かなり立派な校舎で配慮の面が強調されているという話を伺ったことがある。養護学校の在籍者が増加してきて「地域の受皿」としては限界が来ていると思う。今後地域の中で(子どもを)見ていくにはどんな配慮がいるかということをしっかり謳えたらと思う。

在籍増の原因の典型的な1つとして、高等部のような受皿がなく必然的に特別支援学校に、という現状は、明瞭になっているのではと思う。また、地域の学校の中でやれている部分も多いと思うが、たくさんの人数のいろんな騒音によって行けなくなってしまう、そういう方もいて、結果特別支援学校に希望をされて増加している実情もある。そのことに対し、しっかりとした環境や建物の整備を地域の学校でするのか、特別支援学校を地域に併設するのかなど、いろいろな考え方があると思うが、在籍増の原因が明らかなところを明確にしながらの方がロードマップを作りやすいのでは。

(座長)

障害者基本法の第 16 条では「十分な教育が受けられるようにするため」とあり、「ともに学ぶ」ということ、それから、「十分な教育が受けられるようにするためには何が必要か」という配慮、いわゆる「合理的配慮」をどう考えていくか、お考えいただければありがたい。

(委員)

障害のある子ども一人ひとりに応じた教育を提供することが必要。「今後に向けての考え方」が 出されているが、地域の特別支援学級の子どもたち、特に、弱視や身体虚弱、肢体不自由の子ど もたちの教育に関わる研修の場というのが非常に少ないように感じている。

「小・中学校、特別支援学校が連携して、地域の特別支援教育を推進していくシステムをつくる」、ということが重要ということだが、専門性のある養護学校と地域の特別支援学級が密な連携が保てるようなシステムをさらに構築していただけると、非常にありがたい。巡回相談等で特別支援学校から来てはいただいているが、回数的には限られており、できたらシステムを構築していく時に、さらに充実するよう特別支援学校がセンター的な役割を担うようなシステムをつくってもらいたい。

(座長)

センター的機能については、就労支援の中に高等学校に対するセンター的機能ということで出ているが、今言われたような広くセンター的機能の充実、をどこかに書き込んでいただきたい、 という意見としてお願いしたい。

(委員)

企業、産業界からすると、ロードマップの作成および中長期的に目標値等をやはりある程度出していただく必要があるのと、就職率の向上というところ、できるだけ産業界も巻き込んで、企業の意見を聞いていく、また検討していく場を作る必要があるのではないか、ということを付け加えていただければ。

(委員)

産業界の意見を積極的に聞いていくことは、我々、教育の世界では見えない「将来子どもたちが働く場面」の実情などなかなかわかりづらいということがあるので、どういう子を育てるか、どういう職業人を育てるかという意味では大事なことだと思う。例えば、京都市の場合であれば、「巣立ちのネットワーク」という、福祉、企業、生産の方々との会合があり、様々な意見をいただく、さらに、職業学科のある学校にも、実際のそれぞれの企業分野から、指導者として入ってもらい、生徒の指導を行っていただいているということがあり、直接に就労に関わってもらっている関係者の意見というのはやはり大事だと思う。

インクルーシブ、就学指導に関わる部分、「本人、保護者が安心して教育の場を選択できるシステムの構築と教員の養成が必要」、これは、多様な教育の場という中教審の考え方にもある、「どの学習の場であっても障害のある子ども一人ひとりに応じた教育を提供する」ということだが、このための、「個別の教育支援計画」の充実と活用という部分が進路のところでは大事である。個別の教育支援計画の作成については、滋賀県も含めて全国的に 100%というところはあまりないが、どう計画して活用するかというのが、医療、福祉、労働との連携のためには一番根拠となるものなので、しっかりと明記される必要がある。本人・保護者の意見、合意形成に基づいて就学先が決定されていくという、将来、多様な教育の場における選択を可能にしていくという意味でも、その指導の継続性を明記されたものが必要ではないか。また、特別支援学校側からすれば、交流及び共同学習の促進、推進も大事なことだと思うので書かれている方がよいのではないか。

(委員)

障害の総合支援法、サービス構築のキーになっている部分では、個別支援計画を必ず作るということが新しい制度として盛り込まれ、それに向けた相談支援の体制をしっかりとしてサービスを進めていくように言われている。特別支援学校がセンター的な役割を担っていく上でも、「個別支援計画を立てなさい」というように文科省の資料にあったことを思い出した。だが学校現場で個別支援計画を立てるための専任の先生がいるということはあまり聞かない。学科主任や学年主任が兼任してやっていたり、通常学級ではそういう子どもが少ないという経緯で学年主任が対応する場合もあるかもしれない。特別支援学校で個別支援計画を立てるとなった時に、サービスの世界でいうケアマネージャーのような、学校卒業するまでの間にこういう教育課程でやっていくということを専任でやっている先生がいるというのは、あまり聞いたことがないので、その辺の実情を教えてもらえたら。

先ほどから出ている、そもそも特別支援教育の教育理念とは何なのか、私たち、保護者を含めて、理解しているのかどうか疑問であり、抽象的な話しか聞こえてこない。特別支援教育の教育理念に基づいた学校づくりであれば、ある種の方向性が見えているはずで、足らない部分はどこか。足らないからどうするのか、支援計画を専任の先生にお願いできる体制になっているのか。センター的役割を特別支援学校に求めるのであれば、地域の特別支援学級ではどういうことを目指すべきであるのか、その教育理念を達成するために、現状のような子どもたちがわんさかいるような中で達成できるのか、支援計画を立てていく、それを達成させていくための環境が整っているのか、しっかりと吟味していくことが必要。

(委員)

1番は教職員の意識ではないか。平成19年に特別支援教育になったが、通常学級の子どもを含め、すべての子どもにいろんな支援が必要と思っている。その意味では、特別支援教育の役割は大きいと思う。ところが教職員の意識や市町によって充実した施設など、やっているところとの差は明確である。就学指導のところにあったが、市町に役割を分担されても、市町にもそれぞれ財政的基準があり、そのあたりを保障していく必要があるのではないか。県として一人ひとりの子どもに対して同じことができるのかという不安がある。

また、就学指導委員会が市の教育委員会に、この子については、こういう子どもの障害についてはこうだから、例えば特別支援学級の知的がふさわしいと思う、と答申したことを市教委から学校長にそのことを伝え、保護者に最後に確認をし了解を得ている。特別支援学級は子ども8名で1学級、子どもが9名になれば2学級になるといったことを最後に県教委が認めるか、認めないかということがある。例えば保護者に来年2学級になるので、一人ひとりしっかり見られますよと言っていたのにも関わらず、結果1学級になりできませんでした、ということもある。その子をどうしていくのか、支援学級には入れない、通常学級にどうやってつなげていくのか、といった切実な問題もある。市町の学校の支援学級の運用は、かなり保護者との対応、あるいは子どものこれからの指導ということで、悩んでいるのが現実である。市町の役割、連携がしっかりできているのかとの思いがあるが、特別支援教育の役割は大変大きいと思っている。

(事務局)

個別の教育支援計画を作る専任の者がいるかということだが、いわゆる専任者というのはいな

い。現在の国の教員定数に関わる標準法の中に、そうした定数措置はされていない。ただ本県のすべての学校には、言われたような支援計画を作る担当というか、学校の中で特別支援教育をコーディネートしていく者が、本県すべての学校において配置されている。市町では学校の規模に応じ、比較的在籍数の多い学校であれば、校長が複数名のコーディネーターを指名している。

個別の教育支援計画の作成率は、個別の指導計画に比べ低いが、文科省の「個別の指導計画を各学校において、一人でも作っている子どもがいるか」という調査では、小・中学校では 100%に近い作成率となっている。しかし高等学校がなかなか思うように作成率が上がってこない。加えて個別の教育支援計画となるとさらに低くなる実態である。個別の教育支援計画の作成で難しいのは、例えば福祉、医療、労働など関係各機関との連携の中で作っていく必要があり、なかなか作り切れていないというのが現状にあるように思っている。一方それぞれの市町においては、生まれた時から、支援計画、支援プランという形で、いろいろなものが作られてきており、そうした市町ごとに作られている支援プランと支援計画が、うまく融合されていくとライフステージにそった個別の支援計画が作ることができると思っている。

特別支援教育の理念については、いろいろな考え方があるが、特別支援教育が教育である最大の理由は、子どもたちが伸びていくということを大前提において、その子どもたちの伸びる力をどう支援していくのか、あるいは指導していくのかが特別支援教育の拠って立つところである。子どもたちに対して、もうちょっと頑張ってみる、こんなふうに頑張ってみたらと、子どもたちが乗り越えていける程度の負荷を子どもたちにかけて、その負荷を乗り越える中で子どもたちが伸びていく、そのことが教育の教育たる本質ではないかという意見もあると思っている。縦の発達、横の発達という言い方をされるが、発達年齢をただ追いかけていくだけではなく、横にできることを広げていく、日常生活の中でできることを広げていくということも子どもたちが伸びていく一つあり方と思っている。そういう部分をトータルに見ていくのが特別支援教育ではないかと私見であるが考えているところである。

小・中学校における特別支援学級の設置については、なかなか難しいところがあると思っている。以前は市町で設置を決める際に県教育委員会の同意が必要であったが、法律が変わり事後の届け出制になったことで、現在は各市町で設置できるようになった。しかしいろんな予算上の制約があり、県がすべてに県費負担教職員を配置できるかというと難しい要素もあると思っている。市としてあるいは町としては、設置をするつもりでいたけれども、県が認めなかったというのは、学級設置を認められなかったのではなくて、県費負担教職員が配置できなかったということで、内容的には同じような要素もあると思うが、若干修正をさせていただく。

(座長)

特別支援教育コーディネーターは国の事業として、全国的に特別支援学校、通常の学校における重要な事業として行われてきている。特別支援教育コーディネーターは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、それぞれの学校の特別支援教育を推進していく中心的存在として位置付けられている。その中に個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成する、あるいは担任が作成することを支援する、という役割も含まれている。また通常の学校を支援するセンター的機能の中心的な役割を果たすということもあるので、先ほどの質問の中にあった、支援計画を作成する専任教員がいるかということについては「いない」となるが、特別支援教育コ

ーディネーターが中心となってその部分を担当し、引っ張っていくことになっている。

特別支援教育の理念に関しては、中央教育審議会初等中等教育分科会報告の中で、インクルーシブ教育の考え方、特別支援教育の考え方についてそれぞれ述べてある。そこには共通性があり、インクルーシブ教育システムは、先ほどあったように一人ひとりの子どもが十分な教育を受けられるシステム、そういう共に学ぶシステムである、そして社会参加、自立を目指していくということで定義されており、特別支援教育についても、一人ひとりの教育的ニーズに応じた必要かつ適切な支援が行われるということで述べられている。

また、合理的配慮についても分科会報告の中では、個別の教育支援計画を本人、保護者と学校とがともに作る中で、合理的配慮について合意形成を行い、教育支援計画の中に明記するというように述べられており、さらに個別の指導計画にも活用すると書かれている。滋賀県の今後に向けての考え方の中に、いただいた意見とあわせて書いていただければと思う。

(委員)

自分の高校の状況であるが、専門的な力を教員がつけなければならないということがまず一番にあるが、その先、インクルーシブ教育を進めるという観点でみると、学級の中で生徒のあり様を分析し、多様性に応じた指導を教員ができなければいけないというのが、前段階と思っている。教員の専門性を高めるということや高等学校に対するセンター的機能を一層強化するということが書かれてあるが、コーディネーターにも力のある教員もいれば、初めて担当する教員もいるなど様々であるが、県で開催されている研修会も頻繁にあり、教員が地域の支援室とパイプ役をすることで力をつけていき、学校での自分の役割を意識するようになるので、段々と一人の教員がするよりも、たくさんの教員がその役割をできるようになっていくべきと思っている。

授業参観は、どこの学校でもやっていると思うが、その中での生徒の様子をみていると、だい たい1クラス 15 通りぐらいに分かれ、大きく分けると授業が簡単に理解できる生徒、普通に無理 なく理解できる生徒、理解ができない生徒、理解しようとしない、授業に参加できないというよ うに分かれる。その中でも様々で、積極的にさぼる生徒もいるが、おとなしく頑張っているけれ どどうしてもわからないという状況の生徒たちもいる。どの生徒にとっても分かりやすい授業と いうことを教員も心掛けているので、そうすると学習進度が遅くなったり、説明が簡単になった り、プリントを後から見ても十分にわかるように作成したりする。そのことで授業に関して生徒 の理解は深まり、参加して発言したり、質問したりというように進んでいくが、場合によっては、 授業がそのことで遅れていったりすると、ずっと授業が進むのを待っていなければならない生徒 たちも出てくる。学校では、どの生徒も伸ばす必要があり、伸ばすことが教員の役割なので、授 業の中で難易度をどのあたりに持ってくるか、ちょっと厳しい生徒にはどのような支援をするか、 できる生徒には、その上で何をさせるのかということの方法論なり、授業のあり方を検討しなけ ればならないと思っている。一緒に学ぶことで、勉強の理解がスムーズな生徒はずっと待ってい ることになり、ちょっと気の毒かと思うこともあるが、見ていると、分からない生徒のところに 教えにいくという生徒もいる。待つことができるという資質は、ともに学ぶという観点では、非 常に大事な資質なのではと思う。

一方で高校は、学力の向上、確保ということが非常に大きな課題になっていて、学力の確保と 多様性への対応ということを高等学校の中では進めなければならないと言われているけれども、 その中でどういう授業を作っていくのか、生徒同士が関係性の中で、支援をし合ったり、学び合える、また教えることができる生徒にとっても、自分がインプットしたことをアウトプットすることが非常に本人の学力の向上につながるということも聞く。

専門的な力をつけるという研修は、徐々に進んできており、支援を必要とする一人ひとりの生徒に対しての対応はできる教員が多くなってきているが、インクルーシブ教育を考えた場合、一つの学級もしくは学校において、生徒同士の関係性の中で生徒を育てる学級経営の研修や学習指導をどのように構築していくかという研修を深めたいと思っている。そういう部分の研究や研修があまりないので、今後学校からも発信していきたいと思っているが、そういう辺りの研修を総合教育センターやいろんなところでもっていただけたらと思う。

(委員)

先ほど言われたように、今後に向けてそれぞれの組織の中でどういうように誰がやっていくのか、どこの組織が中心になってやっていくのかということを示した上で、例えばそれぞれの組織、団体が連携していくということが今後の特別支援教育において非常に必要になってくるかと思うが、その全体組織図、全体の取組方、それぞれの組織、団体がどのように結ばれているのか、どこが主となって取り組むのか、どこに対してどこが支援をしていくのか、そういったことが1枚の紙で関係図としてあると、より今後に向けての取り組み方がはっきりするのではということを思った。

個別の教育支援計画、個別の指導計画に関わっては、実際に特別支援教育コーディネーターが どの学校にも配置され、また校務分掌の中で位置づいて、複数が担当しているという場合もある。 それぞれの学校で頑張っており、県でも特別支援教育コーディネーターの研修を定期的に組んで 力量を高めている。特別支援教育コーディネーターとしては頑張っているが、実際の各学級の個 別の指導計画を立てるのは、各学級担任の仕事であるが、個別の指導計画を書く枚数がかなり増 えてきているという実態がある。例えば、本校では、何らかの支援が必要な子どもは全校で 100 人、10%を超えているが、そのうち保護者の了解を得て個別の指導計画を立てている子どもたち が 5、60人いるという中で、各クラス担任は2人分か3人分の指導計画を立てている。特別支援 教育に関わる会議をほぼ毎月、短時間でも行っている学校は多いと思われるが、そういった中で、 実際の個別の指導計画はバージョンアップしていかないと本当の指導計画にはならない。子ども たちは成長していき、その成長に合わせて指導計画を作っていく。バージョンアップが必要であ るが、そのバージョンアップを書き込む時間がなかなか日々の中では作れない。担任はほとんど 目の前の子どもの教育に関わっていて、放課後は他の学校、学級事務がありなかなか指導計画を 書きこんでいけない。書いたはいいけれどもそれがうまく機能していかないということになって はよくないので、本校では最初に指導計画を各担任が書き込みをする時間を確保した上で、会議 を始めるというようにはしているけれども、学校の忙しい現状があるということは理解いただき たい。特別支援教育コーディネーターの専任の話があったが、各学校が専任にしていくと財政的 に莫大な負担がかかるので、なかなか現実としては難しいということがあるとは思うが、例えば 特別支援教育コーディネーターの授業持ち時間を週に何時間か減らすような措置を県教委として 考えていくということを、かなりの経費を伴うものでなかなか難しいとは思うが、そういった特 別支援教育コーディネーターの下支えをして、各学校の特別支援教育の前進を図るというような ことを検討いただけないかと思っている。

(座長)

国も毎年の事業でコーディネーター配置をやっているが、県においてもそういったことを検討 いただければと思う。

(委員)

就学相談、支援のところに当たるが、前回の懇話会で 1 次医療、2 次医療というシステムをどう構築していくかということを言われていたと思うが、やはり学校を作るとか学級を増やすという部分について、物理的な対応についてはもちろんお願いしていかなければいけないことだとは思うが、特別支援教育の部分では、新しいシステムをどう作っていくかということが大事だろうと思う。日本の教育制度は多様な教育の場が整備されているが、就学期になるとどうしてもそこの場で特別支援学校に行くのか小学校に行くのかというような、学習の場の振り分けに終始してしまっていて、特別支援学校に入ってからも、特別支援学校で学ぶことが本当によかったのかという見極めもできないくらい、次に入ってくる子たちの事務的な対応に追われているので、教員はものすごく忙しい中で対応している。その時にやはり、一回小1で特別支援学校に来たら12年間ずっと特別支援学校で過ごすというのではなく、柔軟に対応していってほしいと思う。

10年くらい前に他県で、副籍というような概念が出てきた。特別支援学校に籍も置くし、市町の小・中学校にも籍があるという形でやっていた。やはり子どもの状況がいろいろ変わってきているので、子どもにとって特別支援学校のいいところ、小学校、中学校のいいところ、両方のいいとこ取りをしながら豊かな学校生活を送っていけるのがよいのではと学校現場で思っている。そういうことがもしできるのであれば、先ほど言われていた交流及び共同学習という面も制度的に担保ができる形になると思うので、是非今後に向けての考え方の中に副籍ということも入れていただきたい。

(座長)

国の分科会報告の中でも副籍はかなり議論して、それも含めて柔軟な転学とかそういったことも丁寧に書き込んであり、学校教育法施行令が今回改正された趣旨の中にも柔軟な転学ということが含まれてあるので、併せて検討を願いたい。

他にございませんでしょうか。

(委員)

教育の現場のことは分からないが、特別支援教育の後の子どもたちの就労支援の目標をもう少し明確にしておいた方がいいと思う。特別支援教育の後の子どもたちのあり方、それは就労 100%というような大きな目標を掲げるということも。例えば特別支援学校の中で、前回の懇話会の時にも出ていた専門学科、専門教育、たとえば農業であったり旋盤であったり、また福祉の部分でもこの部分は携われるという具体的なその子にあった将来の姿がある方が先生方も指導しやすいのではないか。特別支援教育を受けた後、その子どもたちがどういう形で就職できるか、障害があるかないか、特別支援だからということではなく、例えば何年か学校で専門的な教育を受ける、例えば工業高校で勉強してきた子どもは、それだけの知識を持っていて、他の子どもたちとはスタート時点で違うので、会社でも非常に役に立っている。その子その子に合った就労の形を作ってあげる、先ほどのロードマップが最終的な目標の形というように私は聞いていた。この懇話会

の中でも、もう少しはっきりとした目標を示していく方が分かりやすいのではと感じた。 (委員)

保護者の立場で参加している。「障害のある子どもがともに学ぶ」とか、「周りが十分に理解し」とかいう文言や特別支援学校に入るばかりじゃない、地域で将来的に地域に帰っていく子どもたちだから、地域の特別支援学級で頑張って学んでほしいという意見もあったが、保護者の方からすれば、実際のところ、特別支援学校も多いけれども、特別支援学級も人数が多い。その状況で教室を確保するのもままならないようなところも現実にあり、そういう現状を目の当たりにして、これだったら特別支援学校に行かざるを得ないと判断する保護者もたくさんいる。地域で学ぶというのは、保護者も確かに地域で子どもを育てたいという意思はあるが、実際の現状が特別支援学校の方に行かざるを得ないというところも理解をいただきたい。

もう一つ望ましい通学支援について、長時間の通学時間の問題がある。軽い人は自力で、自分の力で通学する、そういうことも分かるが、この自分の力で通学する、その自分の力がつくまでの個別支援をどのようにしていくかというところをもっと掘り下げて検討をしてほしい。小学校1年生の子どもが最初から自力で通学することはまずできない。時間的なところで区切っていくか、小学校の時は通学はバスに乗ってもいいけれども、力がついてきたんたっだら中学校からは自力でというように、そういう具体的なところを個別支援計画の中で押さえていってもらいたいと思う。

先ほど言われた、副籍というところ。今、国の方では就労した後も作業所、就労継続B型においても、来年度からアセスメントをして、就労継続B型以上の力がある人は他のところに、というような動きがある。そういうように学校でも力がついてきて、地域の学校で勉強ができるような子どもさんが特別支援学校で判断できるようであれば、できるだけ地域の学校に送り出してあげるというようなやり方を考えてもらえないかと思っている。いろんなやり方があると思うが、副籍のことは知らなかったが、ちょっと切れ目のいい中学校になる時や高校、高等部になる時というようなところでもう一度支援計画の中で地元の方に返すというようなことを考える余地はないか。

(座長)

今回、学校教育法施行令が改正されて、就学相談、就学先決定のあり方が改正された。その趣旨として、柔軟に転学できるようにというものが入っている。だから先ほど発言の中にあった中学校を卒業するとき、あるいは小学校を卒業する時という切れ目以外であってもその人のニーズの変化とかいろんな事情を勘案して柔軟に転学ができるよう、常に学校は検討をしてほしいということが入っているように、国の方針としてはそういう方向に動いているところである。

(委員)

今後そのようなことが十分に各学校にも伝わり、その都度検討していくということになるのか。 (座長)

学校教育法施行令の改正についての通知は、県教委を通じて市町村教委から学校に全部伝わっている。それがどれくらい理解され、徹底しているかというのは、時間かかるかもしれないけれども、小・中学校あるいは特別支援学校の校長が、この子については転学がふさわしいというようなことを常に考えられるような校内体制を整備するという方向で文部科学省通知も出ており、

そういう方向で今、国全体が動いているというように理解いただければよいかと思う。

(委員)

地域の特別支援学級の体制もそれに応じた形で、その子どもさんを受け入れるような形が取れるというように考えてもよいか。

(座長)

そう考えてよいかと思うが、現在定数法で1学級8人となっているけれども、それについては また別の問題になる。

(委員)

ここまでの皆さんの意見を聞いていて、子どもたちの様子や、現場での先生たちのいろいろな 取組の状況などがわかった。

前回3つほど提案しており、1つは権利条約に伴う合理的配慮、もう1つは自立と社会参加、3つめは発達障害児の問題について。先程から出ているロードマップという考え方について、私も権利条約に伴って3年または5年ぐらいを1つの目途にして、例えばハード面の改善とか、ソフト面、特に点字の教科書がないために、地域の学校に行けない、という話も聞くし、聴覚に障害がある子どもにも、その子に合ったコミュニケーションの支援をするというソフト的なこと、これらはおそらく合理的配慮に含まれてくるというように思うと、環境が整っていないから、本人の意思と違う、地域の学校でないところに行くというようなことについては、ある一定の短期、中期、長期、が何年になるかわからないが、この目標値を掲げて、進めていく必要があるのではないか。

地域で育てたいという意識があるけれども、という意見や、国の方向も大きく文部科学省を中心に動き始めた、というような話もあった。そうなると、その受け皿として、例えば、障害に対する知識やスキルをもっと育てる、養成するといったことも必要であるし、地域の学校の教員をサポートするアドバイザー的な教育的な機能の強化も必要になってくるということで、これらをある一定のロードマップに基づいて、どういう研修プログラムを用意し、その知識を持つ教員たち、また対応できる教員たちをどの程度の量つくっていくのか、ということが、この懇話会の議論になじむのかどうか、県の財政的な状況など含めて、何もかもは難しいかもしれないが、子どもたちの立場に立ち、合理的配慮、教員の養成については、ぜひ目標値を掲げてやっていただきたいと思う。

(委員)

先程、委員の中から、特別支援教育のあり方後の目標値を掲げてという提案があったが、それは目標としてはよいと思うのだが、ただ、身体に障害のある子どもたち全員が就労になじむわけではなく、そういう能力がある子どもたちが、それに応じた場所で能力を発揮できるという設定は当然必要だと思うので、必ずしも数値にはなじまない部分があると思う。何%就労したからよいという話ではなく、非常に重い子どもたちが多く在籍する特別支援学校であれば、それを達成することは大変困難である、ということが当然あるわけであるから、数値ありきではなくて、そこは理念的な表現になるのかもしれないけれども、そういう就労に見合う力のある子どもを育て、きっちりと就職させる。そうではない子どもたちに関しては、情操的な教育や人間の豊かさを発揮できるような環境を将来にもつないでいくというような感じで、少し抽象的になってしまうが、

一元的に何%の就労率を達成するという数値だけでは解決できないという部分も多くあるという ことは当然みなさんご存じだと思うけれども、文言にそういう配慮も少し入れていただかないと、 やるせない気持ちになってしまう子どもさんも出てくると困るので、文言を考えて提案していた だきたい。

(座長)

目標値については数値化できるもの、した方がいいもの、数値化できないもの、そういったことも含めての検討ということでお願いしたい。

次に資料2の方を進めさせていただく。資料2では5つの検討項目で、意見のまとめ、今後に向けての考え方で、内容的には、先程検討いただいた、委員の主な意見というところが一定まとめてあるというところである。

【事務局から資料2について説明】

(委員)

滋賀の特別支援教育がめざすものについての検討という点に絞って言うと、この2つは、特別に滋賀に特化した内容になっているのか。内容的には、全国一律の内容だと思うが。

(事務局)

委員御指摘のとおり、文言を見ていくとそういう意味では滋賀に特化したものではない、というように思う。ここからどう具体的に落としこんでいくかというところで滋賀らしさを出していかなければいけないと思っているが、あわせて、もし委員の方で、さらにこういうことを足しておけばいいのではということがあればぜひお聞かせ願えればありがたい。

(委員)

別に禅問答をしているわけではないが、こういう形で書かれているというのは、全国と比べて達成できていない課題が多いということで改めて出しているのか、それとも、国の指針に沿ってしっかりとやっていくというある種、消極的な表現になっているのか、そういったものが見えないので質問させていただいた。特別な意見があるというわけではないが、前知事からは、糸賀先生の理念を引き継いで滋賀らしさというものを打ち出していきたいというお話もいただいた中で、スタートしているので、全国一律のことは当然あってしかりであり、さらに滋賀に特化した、ここだけは何とかして光り輝かしていくテーマである、ということがなければ、「滋賀の」というのはなくてもよいのではと思った。

(事務局)

今の委員の意見にあった2点が背景にあり、1つは従来の特別支援教育から今新たなステージに入りかけているのではないかという認識をしている。そういう意味では、これまでの教育施策、あるいは行政施策の潮目が変わる時期に、来ているのではないかというのが正直感じているところである。

もう1点は、初回の時にお示ししたデータを見ていくと、滋賀の強みもあったが、滋賀の弱み も当然あった、その中で強みはさらに伸ばしながら、弱みを何とかしていくということ、強み、 弱みをきちんと分析しながら必要な手立てをとっていくということが、本県として必要なことと 思っており、それが文字面だけ見ているとなかなか表に出てこない部分であるけれども、そのあたりをしっかりとやっていきたいと思っている。例えば、滋賀の強みといえば、委員のご意見にも、市町の就学指導に関わる審議率にずいぶん差があるけれども、だから悪いのではなくて、それだけ丁寧にやっているというポジティブな評価ができるのではないかという意見もある一方で、就労率もずいぶん差がある、滋賀県は下から数えた方が早い、それも細かく見ていくと、子どもたちがどういう意欲を持っているか、というあたりがとても結果にはねかえってきているということもわかってきているところであり、目標値をどう立てるのか、一方で立てると全部の子どもたちがそうはいかない、それもそのとおりで、そういう中で、では滋賀としてはどう考えていくのか、そういったことを考えていきたいと思っているところである。

(委員)

「障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう」、というのはあまりにも滋賀県が受けられていないような捉え方になってしまう表現なのでどうしたものかという感じがある。例えば、「一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を充実する」という表現から次の「可能な限り」に持っていくのか、そういった検討もできるのではないか。

また滋賀県としてこれまで育んできた様々な理念をどう活かすか、例えば、地域社会の意識を変えていくということが前面に出ているのだけれども、この人たちが社会参加し、自立するというのが、障害のある人たちの究極の教育目標だと思っている。滋賀県の場合、一人ひとりの子どもたちが地域社会に参加し、といった表現方法もあるのではないか。

(委員)

「ともに学ぶ」というのは、もっともなことだけれども、この目標に特別支援学校はどう参加していったらいいのか、明確でない部分がある。「ともに生きる」ということは大きな目標になると思うが、「ともに学ぶ」というのも狭い意味になってしまう感じがあり、「ともに生きることを学ぶ」というイメージが、より特別支援学校も参画できる目標になるのではないかと思う。ただ、今、特別支援学校が肥大化し、適正規模を超えている気もするので、こういった体制を強めていくのは逼迫した課題だと思うが、特別支援学校に通っている子どもや保護者がこの目標を見たときに、どう感じるのかといったことも含めて、これでいいのかどうかということを思った。

(座長)

一委員としての感想だが、基本的な考え方の最初、これに特に意見があったが、「障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう」それからあと、「ともに学ぶ」ということであるが、障害者基本法第 16 条が改正されてその中に、「障害のある子どもたちが十分な教育を受けられるようにするため、共に教育を受けられるよう配慮しつつ、国及び地方公共団体は施策を講じなければならない」、ということが書かれており、そういったことを念頭において、事務局が目標を書かれたと思う。十分な教育を受けられるかというと完璧はあり得ないわけで、常にそれをめざしていこうという姿勢というように理解している。紙面で意見を書いていただく機会も設けてあるので、是非よろしくお願いしたい。

【事務局から事務連絡】

【閉会挨拶】

(高砂教育次長)

本日の会議の閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

第1回、第2回懇話会に引き続きまして、今回も大変熱心に御議論いただきまして感謝を申し上げます。

この懇話会では、本県特別支援教育の現状や課題を明らかにし、これからの方向性を整理し、 そのあり方を明らかにすべく、御協議いただいております。

国の大きな流れであります「インクルーシブ教育システムの構築」や、本県での課題となっている「障害のある子どもの職業的・社会的自立」また「適切な教育のための就学支援・相談」など、5つの観点について御協議いただき、今後の方向性につながる多くの御意見を頂戴することができたというように考えております。

次回の会議では、これまで頂戴しました委員の皆様の御意見や、今後のめざす方向性について の御示唆とを取りまとめていただきたいと考えているところでございます。その上で教育委員会 と致しましては、頂戴しました御意見などを十分に踏まえ、本県がめざすべき特別支援教育のあ り方について、基本的な考え方等を検討、整理して参りたいと考えているところであります。

どうぞ委員の皆様には、次回が最後の懇話会となりますが、引き続きまして御協力賜りますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上